

平成30年6月12日  
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の  
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について  
【平成30年4月分】

平成30年4月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成30年8月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	56,800円	34,200円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。概算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：宅間、井上、小笠原  
電話：03-3583-8562

(参考1)

## 平成30年度 牛マルキン補填金算定基礎

【平成30年4月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,298,350	687,985	443,218
生産コスト (B)	1,260,081	755,602	485,738
差額 (C) = (A) - (B)	38,269	△ 67,617	△ 42,520
暫定補填金単価 (D) =   (C)   × 0.9	—	60,800	38,200
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	56,800	34,200

粗収益 (A) = ① + ②	1,298,350	687,985	443,218
主産物価格 ① = a × b	1,288,231	683,265	439,185
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,521	1,353	1,005
枝肉重量 (kg) b	511	505	437
副産物価格 ②	10,119	4,720	4,033
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,260,081	755,602	485,738
物財費 ③	1,151,839	700,778	449,255
もと畜費	793,766	380,965	195,926
飼料費	282,933	273,112	215,939
流通飼料費	281,310	272,129	213,888
麦類	11,228	782	906
とうもろこし	11,443	2,905	692
ふすま	11,151	446	340
かす類	7,582	7,589	4,353
配合飼料 (暫定値)	195,070	227,318	187,066
稲わら	24,141	12,519	8,294
その他	20,695	20,570	12,237
牧草・放牧・採草費	1,623	983	2,051
敷料費	11,756	7,456	9,487
光熱水料及び動力費	11,595	9,427	7,620
その他の諸材料費	161	188	255
獣医師料及び医薬品費	10,352	4,190	2,767
賃借料及び料金	5,100	2,749	3,817
物件税及び公課諸負担	4,952	2,396	2,179
建物費	12,381	10,275	6,258
自動車費	7,029	3,266	1,728
農機具費	9,854	6,020	2,753
生産管理費	1,960	734	526
労働費 ④	83,445	39,627	25,437
家族	77,187	34,240	23,760
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,235,284	740,405	474,692
支払利子 ⑥	13,768	4,843	2,297
支払地代 ⑦	542	286	158
と畜経費 ⑧	10,487	10,068	8,591

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳  
【平成30年4月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,479	513
	相対取引等	2,733	498
	計	2,521	511
交雑種	28市場	1,350	507
	相対取引等	1,361	498
	計	1,353	505
乳用種	28市場	1,023	444
	相対取引等	1,000	435
	計	1,005	437

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から、消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県